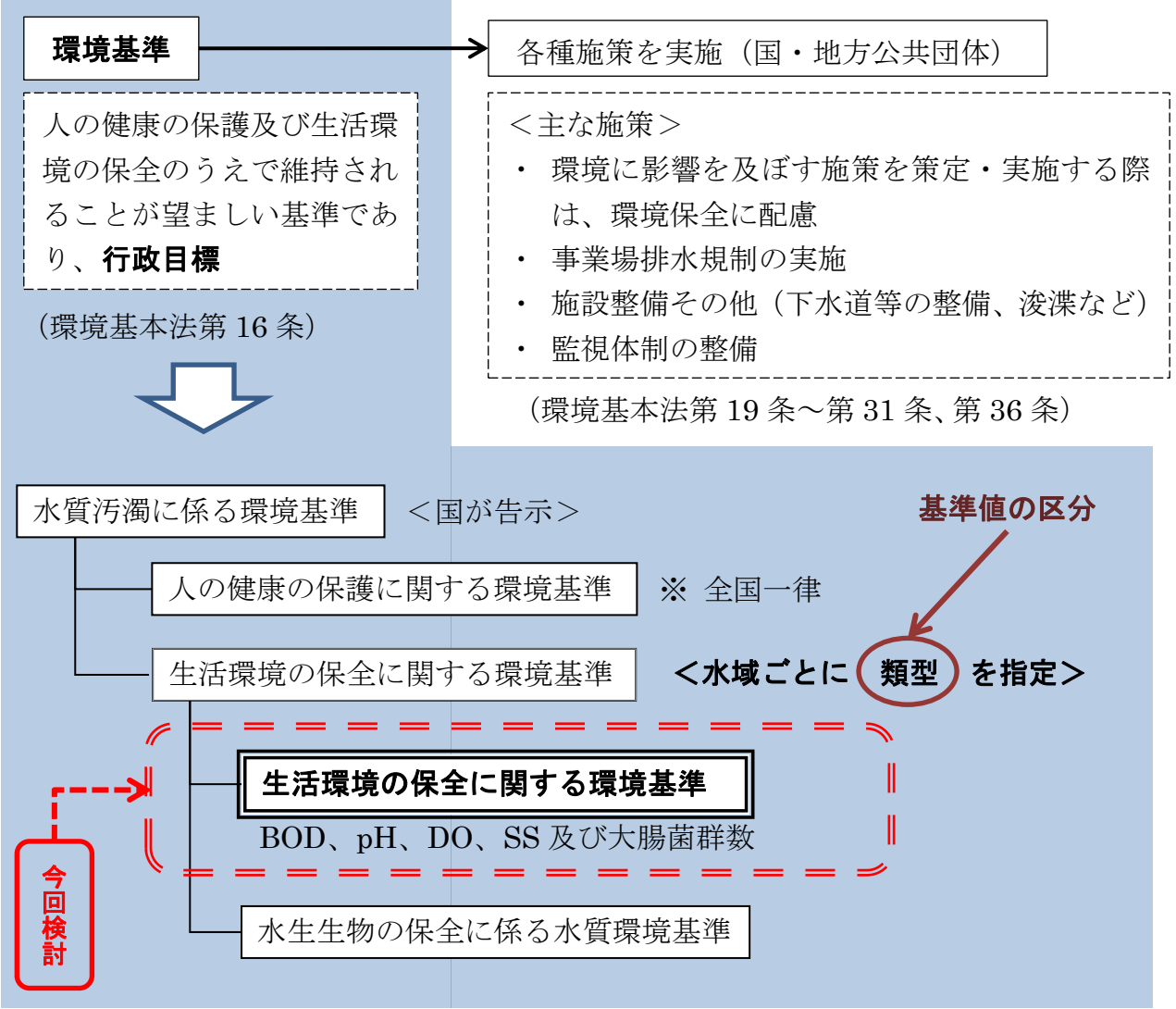


# 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて

## 1 概要

生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）は、環境基本法（平成 5 年法律 91 号）に基づき、水質汚濁の防止を図る必要のある公共用水域毎に国又は都道府県が類型を指定し、環境基準値を具体的に決定することとなっている。

制度の概要と今回検討する項目について、図で示す。



「生活環境」＝「人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む」（環境基本法第 2 条第 3 項）→ 水道、水産、農業等を含む

## 2 生活環境の保全に関する環境基準

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（抜粋）

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

| 項目<br>類型  | 利用目的<br>の性                            | 基準値  |                     |                          |   |                      | 該当水域                                 |
|---|---------------------------------------|--|---------------------|--------------------------|---|----------------------|--------------------------------------|
|   |                                       | 水素イオン濃度<br>(pH)  | 生物化学的酸素<br>要求量(BOD) | 浮遊物質<br>量(SS)            | 溶存酸素量<br>(DO)   | 大腸菌<br>群数            |                                      |
| AA  | 水道1級<br>自然環境保全及び<br>A以下の欄に掲げ<br>るもの   | 6.5以上8.5以下   | 1mg/L以下             | 25mg/L以下                 | 7.5mg/L以上   | 50MPN/100mL<br>以下    | 第1の2の(2)に<br>より水域類型ご<br>とに指定する水<br>域 |
| A   | 水道2級<br>水産1級及び<br>水浴及びB以下の<br>欄に掲げるもの | 6.5以上8.5以下   | 2mg/L以下             | 25mg/L以下                 | 7.5mg/L以上   | 1,000MPN/100mL<br>以下 |                                      |
| B   | 水道3級<br>水産2級<br>及びC以下の欄に<br>掲げるもの     | 6.5以上8.5以下   | 3mg/L以下             | 25mg/L以下                 | 5mg/L以上   | 5,000MPN/100mL<br>以下 |                                      |
| C   | 水産3級<br>工業用水1級及び<br>D以下の欄に掲げ<br>るもの   | 6.5以上8.5以下   | 5mg/L以下             | 50mg/L以下                 | 5mg/L以上   | —                    |                                      |
| D   | 工業用水2級<br>農業用水及びEの<br>欄に掲げるもの         | 6.0以上8.5以下   | 8mg/L以下             | 100mg/L以下                | 2mg/L以上   | —                    |                                      |
| E   | 工業用水3級<br>環境保全                        | 6.0以上8.5以下   | 10mg/L以下            | ごみ等の浮遊<br>が認められない<br>こと。 | 2mg/L以上   | —                    |                                      |
| 測定方法  |                                       | 規格12.1に定める<br>方法又はガラス電<br>極を用いる水質自<br>動監視測定装置に<br>よりこれと同程度<br>の計測結果の得ら<br>れる方法 | 規格21に定める<br>方法      | 付表8に掲げ<br>る方法            | 規格32に定め<br>る方法又は隔<br>膜電極を用い<br>る水質自動監<br>視測定装置に<br>よりこれと同<br>程度の計測結<br>果の得られる<br>方法 | 最確数による定量法            |                                      |
| 備考  |                                       |  |                     |                          |   |                      |                                      |
| <p>1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。</p> |                                       |  |                     |                          |   |                      |                                      |

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- "    2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- "    3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- "    2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- "    3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- "    2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- "    3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

### 3 根拠とした告示、通知文等

|          |  |
|----------|--|
| 告示       | 「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号) (最終改正：平成 26 年 11 月 17 日 環境省告示第 126 号)   |
| 処理基準     | 「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」(平成 13 年 5 月 31 日 環水企第 92 号) (最終改正：平成 25 年 3 月 27 日 環水大発第 13 03271 号、環水大土発第 13 03271 号) |
| 水質調査方法通知 | 「水質調査方法」(昭和 46 年 9 月 30 日 環水管第 30 号)   |
| 達成期間通知   | 「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」(昭和 60 年 6 月 12 日 環水管第 126 号)  |
| 中環審資料    | 「中央環境審議会 <sup>(注)</sup> 水環境部会陸域環境基準専門委員会 (第 10 回)」(平成 22 年 5 月 14 日)<br>資料 3-2 「水質汚濁に係る環境基準水域類型指定の考え方及び見直し方針 (案)」                    |

### 4 これまでの指定等の経緯

| 告示日         | 指定                                | 指定の見直し<br>(都実施分のみ) |
|-------------|-----------------------------------|--------------------|
| S45.9.1【国】  | ・荒川、多摩川等の大規模河川<br>・水質汚濁の特に著しい中小河川 | —                  |
| S51.3.30【都】 | ・石神井川、浅川等の中規模河川を中心に 19 河川         | 隅田川                |
| H9.5.13【都】  | ・中小河川 (新中川等 20 河川)                | 隅田川等 (17 河川)       |

S46.5.31 以前は、全ての水域を国が指定

### 5 水域類型の指定及び指定の見直し (案)

#### (1) 検討対象水域

##### ・ 新規指定

告示の考え方 (注 1) に基づき、水質汚濁状況・河川規模を考慮して新規に指定した。

##### ① 上流部に水質汚濁源となりうる事業場等が存在している水域

|      |                     |
|------|---------------------|
| 大場川  | 上流からの生活排水の影響を受ける    |
| 妙正寺川 | 中野水再生センター放流水の影響を受ける |

##### ② 水質保全の必要性を考慮 (名水として都民に親しまれている等)

|     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| 落合川 | 水質保全の必要性が高い (環境省の「平成の名水百選」に、都内で唯一選定) |
|-----|--------------------------------------|

・ 指定の見直し

既に指定されている 47 水域について、作成方針に基づき、指定の見直しを行った。

(2) 指定及び指定の見直し(案)の作成方針

(法定受託事務であるため、国の考え方に従う。)

|              |   |
|--------------|---|
| 1. 類型の指定の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「利用目的から判断される類型」と「現状水質に対応する類型」のうち、上位の類型(告示の現状非悪化の観点)</li> <li>・ なお、利用目的の判断は、東京都建設局「河川現況台帳調書」、東京都産業労働局「東京都農業用水取水実態調査」等を参考にした。</li> </ul>                                       |
| 2. 現状水質の判断   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BOD を基本に検討し、他の項目は必要に応じて考慮</li> <li>・ 類型は、A 類型以下は 5 年間、AA 類型は 10 年間の BOD75% 水質値(注 2) で判断(中環審資料)</li> <li>・ なお、検討に使用する水質測定値は、晴天が続き水質が安定している日のデータとする。(処理基準、水質調査方法通知)</li> </ul> |
| 3. 環境基準の達成期間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各水域の状況や目標達成のための施策を考慮して設定(告示)</li> <li>・ 区分(イ(直ちに達成)、ロ(5 年以内で可及的速やかに達成)、ハ(5 年を超える期間で可及的速やかに達成))のいずれかにあてはめる(達成期間通知)</li> </ul>   |
| 4. 県際水域の扱い   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県際水域の類型指定は原則として関係都道府県と同一年月日に実施(告示)。</li> <li>・ ただし、都県境の上下流で「水域の利用目的が異なる場合」や「水質・水量が著しく異なる場合」については上下流を別水域とみなした。</li> </ul>   |

(注 1) 告示 (抜粋)

第 1 環境基準

2 生活環境の保全に関する環境基準

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

- ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。
- イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況を勘案すること。
- ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。
- エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。
- オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。
- カ 対象水域が、2 以上の都道府県の区域に属する公共用水域(以下「県際水域」という。)の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

(注 2) BOD75% 値

年間の日間平均値の全データを、その値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$  番目 ( $n$  は日間平均値のデータ数) のデータ値をもって 75% 水質値とする。(処理基準)